

令和6年9月4日制定

(所蔵貴重資料の二次利用)

- 1 京都外国語大学・京都外国語短期大学附属図書館（以下図書館という。）所蔵貴重資料の二次利用とは次のものをいう。
 - (1) 刊行物等への掲載及び転載
 - (2) 展示会、博覧会等への出展
 - (3) 各種メディア、インターネットでの放映

(申請対象)

- 2 二次利用の申請対象は次のものをいう。
 - (1) 貴重書原本
 - (2) 貴重資料の写真、ポジフィルム
 - (3) 図書館作成展示目録内の写真、解題など

(利用許可と遵守事項)

- 3 二次利用を希望する場合は、利用許可願を申請しなければならない。
なお、申請の際は下記の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 申請目的以外に使用しないこと。
 - (2) 図書館の所蔵であることを明示すること。
 - (3) 申請目的以外で複製、保存、送信、貸与、配布及び改変しないこと。
 - (4) 図書館に成果物を1冊寄贈すること。
 - (5) 放映の場合は当該番組をDVDに録画したものを1部寄贈すること。
 - (6) 出展の場合は借り受け期間中に資料の盗難・汚損・破損等が生じないよう厳重に管理を行うこと。また、借り受け期間を遵守すること。
 - (7) 著作権法等を遵守すること。

(留意事項)

- 4 留意事項については、以下のとおりとする。
 - (1) 図書館は、所蔵資料の保存状態等によって出展や撮影を断ることができる。
 - (2) 図書館は、二次利用において業者等による資料の新規撮影等が生じた場合、実費を請求することができる。
 - (3) 図書館は許諾を得ず、利用を行なった利用者に対し、著作物の無断利用を行ったものと判断し、法的措置を講じることができる。

(改廃)

- 5 このガイドラインの改廃は、図書館運営委員会の議を経て、館長が行う。

附則

このガイドラインは、令和6年9月4日から施行する。